

東京都市計画地区計画（目黒区決定）

告示日：平成12年8月28日 変更告示日（最終）：平成28年6月23日

名 称		上目黒一丁目地区地区計画
位 置 ※		目黒区上目黒一丁目地内
面 積 ※		約 1.5 ha
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	目黒区東部における、商業・業務機能等の広域的な機能を集積させる地区として、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図りながら都市基盤施設を整備し、定住人口の維持・増大に寄与する居住機能及び商業・業務機能等が調和した、健全で魅力ある複合市街地を形成する。
	土地利用の方針	魅力ある複合市街地を形成するために、土地の合理的かつ健全な高度利用を図ることにより、定住性の高い都市型住宅を中心に地区に賑わいと活気を創出する商業施設や交通の利便性を活かした業務施設等の立地を誘導する。
	地区施設の整備の方針	<p>新たな土地利用を支える公共施設等を計画的に整備するため、地区施設の整備の方針を次のように定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 駅前の交通混雑を緩和し自動車・歩行者の交通の円滑化を図るために、交通広場機能を有する道路と広場を新たに整備する。 2) 地区サービスや防災機能の向上を図るために、地区周辺区画道路の拡幅整備を行う。 3) 幹線道路の交差点部や目黒川に隣接した地区内の主要な歩行者動線上に、ゆとりある歩行者空間を確保するために、広場や歩道状空地を整備するとともに、歩行者ネットワークの確保のために、屋内貫通通路及び敷地内通路を整備する。 4) 目黒区の緑の散歩道との整合を図りながら、蛇崩川上部は緑道として再整備する。 5) 駅前の利便性の向上及び混雑の緩和を図るために、公共駐輪場を整備する。
	建築物等の整備の方針	<p>安全で快適な複合市街地にふさわしい土地利用を図り、魅力ある駅前都市環境を創出するために、建築物等の整備の方針を次のように定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 健全で魅力ある複合市街地の形成を図るために、建築物の用途の制限を定める。 2) オープンスペースと良好な歩行者空間を確保するために、壁面の位置の制限を定める。 3) 駅前にふさわしい都市景観を創出するために、建築物の形態又は意匠の制限及び垣又はさくの構造の制限を定める。また、敷地の細分化を防止するとともに、良好な都市環境の形成を図るため、建築物の敷地面積の最低限度を定める。

地 区 整 備 計 画	位 置	目黒区上目黒一丁目地内					
	面 積	約 1.4 ha					
	地区施設の 配置及び 規模	道 路	名 称	幅 員	延 長	面 積	備 考
			区画道路1号※	約 4.0～11.5m	約 87 m		新設整備（約 760 m ² の交通広場機能含む） 拡幅整備
		区画道路2号※	約 8.0m	約 66 m			
		その他の 公共空地	蛇崩川緑道 広 場 1 号	約 6.5m	約 43 m	約 685 m ²	河川上部再整備 新設整備 （交通広場空間を補完する歩行者広場）
			広 場 2 号			約 210 m ²	新設整備
			敷地内通路	約 3.0m	約 42 m		新設整備
	屋内貫通通路		約 6.0m	約 18 m		新設整備	
	歩道状空地	約 2.0～10.0m			約 1,240 m ²	新設整備	
公共駐輪場				約 760 m ²	新設整備（区画道路1号地下）		
建 築 物 等 に 関 す る 事 項	建築物等の用途の制限 ※	次に掲げる建築物は建築してはならない。 （1）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。）第2条第4項に掲げる接待飲食等営業、同第6項各号に掲げる店舗型性風俗特殊営業及び同第11項に掲げる特定遊興飲食店営業の用に供するもの （2）ナイトクラブその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる営業（上記（1）に掲げるものを除く。）の用に供するもの （3）ダンスホールその他設備を設けて客にダンスをさせる営業（上記（1）及び（2）並びにダンスを教授するための営業のうちダンスを教授する者が客にダンスを教授する場合にのみ客にダンスをさせる営業を除く。）の用に供するもの					
	敷地面積の最低限度	5 0 0 m ²					
	壁面の位置の制限	建築物の壁面又はこれに代わる柱の面は、計画図に示す壁面線を超えて建築してはならない。但し、地下駐輪場出入口部分、ペDESTリアンデッキ及び高さ10m以上にある落下防止のための庇を除く。					
	建築物等の形態又は意匠の制限	建築物の外壁若しくはこれに代わる柱の色彩は、原色を避けるなど周辺環境に配慮した色調とする。					
	垣又はさくの構造の制限	門又はへいの構造は、コンクリートブロック又はこれに類するものとしてはならない。					

※印は、知事協議事項

「地区計画の区域、地区施設の配置及び壁面の位置の制限については、計画図表示のとおり」

理由：「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」の一部改正に伴う規定の整備及び建築物等の用途の制限の見直しを行うため、地区計画を変更する。